



第34回

I 会社について、主たる事業内容、資本金額等、常時使用する従業員の数

① 提出期限
新制度を適用するには、平35年3月31日までに都道府県に特例承継計画の提出が必要です。本年4月1日から提出可能となっています。

② 記載事項
I 会社について、主たる事業内容、資本金額等、常時使用する従業員の数

3月末に税制改正法が成立し、平成30年度税制改正の目玉である事業承継税制の特例の制度の経営承継円滑化法施行規則が改正されました。4月2日に、中小企業庁が同庁HPに、計画の様式や制度概要のリーフレット等を公表し、新制度の適用に必要な計画の記載事項や添付書類の詳細が明らかとなりました。

新事業承継税制の詳細が決まる

- II 特例代表者について、氏名、代表権の有無、退任日
III 特例後継者について、3名まで記入可(ただし、代表権を持っていること)

IV 特例後継者が株式等を取得するまでの期間と、その時期までの経営上の課題、当該課題への対応

V 特例後継者が株式等を承継した後、5年間の経営計画

③ 別紙
認定経営革新等支援機関による所見等

④ 特例承継計画(確認申請書)の添付書類

▼当該申請書の写し

申請書の原本だけでなく写しも提出が必要。

▼法人の登記事項証明書

当該確認申請日の前3か月以内に作成されたものに限る。

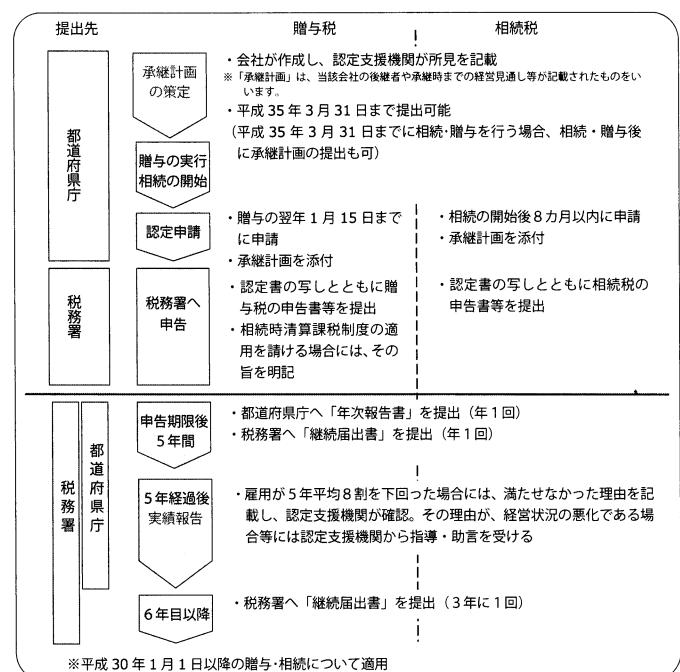
既に会社の代表権が後継者に移されており、確認申請日において特例代表者が会社の代表者でなくなっている場合には、その特例代表者が会社の代表者であつた旨の記載がされていることが必要。

(1) 特例承継計画

▼従業員数証明書

I 会社について、主たる事業内容、資本金額等、常時使用する従業員の数

図1 事業承継税制の特例における手続の流れ



- (2) 事業承継税制の特例における手続の流れ(図1)
- 記入する項目は、僅かなものですが、本当にこの制度を使うべきかは、よく検討した上で、実行して頂きたいと思います。特に、第三者に株式を承継さ

認定経営革新等支援機関の指導・助言を請けた日における従業員数。

この制度を適用するためには、平成35年3月31日までに承継計画を提出しなければ認められません。尚、提出後、内容の変更是可能です。

対象となる方は、認定支援機関である税理士等に相談して提出して頂ければと思います。

(税理士 光廣 昌史)

後継者が育つと、会社の未来は明るい!

「後継者の羅針盤」とは、事業を引き継ぐ「後継者」を対象とした、経営の基本と本質を実践的に学ぶ後継者育成の場です。いずれ経営者となる大切な準備期間にこそ重要な課題と向き合いううちに、経営者としての自覚と責任感が生まれます。ここで学んだことを実務に活かすることで、会社にも好影響をもたらすことでしょう。

「後継者の羅針盤」全10回 65時間のカリキュラム・実践研修

◆対象:親または親族が会社を経営している、後継者補佐役など経営幹部、自営業者、現経営者、起業を考えている方

「会社経営」に興味のある方も歓迎します。

主催:問い合わせ (株)オフィスミツヒロ info@office-m.co.jp

詳細は、パンフレットをご用意しておりますので、お気軽に問い合わせ下さい。

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
URL http://www.office-m.co.jp/